

第7章 大蔵省の現状

第1節 最近の経済情勢と財政金融政策の課題

1 最近の経済情勢

近年の日本経済は、昭和30年代にはいつて以来、数度にわたる景気循環を繰り返しながら、平均実質10%を越える、諸外国に例をみない高い成長を遂げてきた。特に、昭和40年の不況を克服してからは、一貫して拡大の歩みを続け、44年にはいつてもなお力強い上昇の勢いを示している。44年7月で、景気上昇局面は45カ月続いていることになるが、これは、いわゆる「岩戸景気」の42カ月間(昭和33年6月～36年12月)を越



霞ヶ関ビル (共同P提供)

え、空前の長期的好況を実現しているわけである。

今回の景気の最大の特徴は、経済の拡大と国際収支の黒字が両立していることである。

昭和43年の国民総生産は、1,419億ドルに達し、1,322億ドルの西ドイツを抜いて、自由世界第2位を占めるにいたったと推計されている。また、久しく20億ドル前後にとどまっていた外貨準備高も、44年2月以降、30億ドルをこえるにいたっている。

かくて、わが国の国際経済社会における地位は、目に見えて重きを加えることとなった。

しかしながら、このような情勢にもかかわらず、わが国経済の前途には、必ずしも楽観をゆるさないものがある。すなわち、国内では、消費および投資の両面において、引き続き需要が強調に推移しているのに対し、海外では、アメリカにおける景気の鈍化傾向、イギリス・ポンド、フランス・フランをめぐる不安定な国際通貨情勢等、先行き警戒を要する要因が少なくない。また、国内における消費者物価上昇の動きは根強く、今後長期にわたる景気上昇の過程において、物価安定のための努力がいつて必要とされている。

2 財政金融政策の課題

上記のような情勢を背景に、第61回国会における福田大蔵大臣の財政演説(昭和44年1月27日)においては、当面、次の3点を眼目として、財政金融政策の運営にあたるという方針が示された。

(1) 経済の持続的成長の達成

(2) 物価安定の確保

(3) 経済の国際化に応ずる体制の確立

経済の持続的成長は、国民の福祉と社会の安定の基盤であり、現在続いている好調を維持し、これを今後の長期の発展につないでいくことが当面の最も重要な課題である。そのためには、経済の拡大がゆきすぎ、景気が過熱し、あるいはその結果引締めをまねいて、経済が深い谷間に落ち込むような事態は、ぜひとも避けなければならない。このような観点から、44年度予算においては、公債発行額を縮減して、公債依存度の引下げを図るとともに、予算執行にあたっての弾力的運用、金融政策の慎重な運営等、財政、金融両政策を一体とした景気調整機能の発揮が課題とされたのである。

第二の物価の安定は、経済成長の問題と切り離して論ずることはできない。成長経済下における消費者物価の上昇は、経済成長にまつわる構造的要因に根ざすところが大きく、成長を持續、推進させながら、同時に消費者物価の安定を確保するというところに中心課題があり、また困難性がある。したがって、消費者物価安定のため、競争条件の整備、低生産性部門の近代化、流通機構の改善、公共企業体の合理化、輸入政策の活用等、経済の構造面における施策を着実に積み重ねていくと同時に、財政金融政策の慎重な運営により、総需要が適正な水準を越えて膨脹するのを防ぐことが必要である。

第三の経済の国際化に応ずる体制の確立については、今日の緊密化した国際社会において、一国経済の発展は、世界経済の繁栄なくしては不可能であり、また、国内経済の諸問題も、すべて世界の動きと関連して考察し、処理しなければならないことはいうまでもない。わが国経済の国際的比重の向上に伴い、経済協力その他の面において、国力に応じ国際社会における責任を果たすと同時に、国際金融面においても、国際通貨基金(IMF)の特別引出権制度の早期発動等、国際通貨体制の安定強化のため、積極的にその役割を演ずべき立場にある。

また、わが国が、今後いつてその発展を続けていくためには、貿易および資本の自由化に真正面から取り組みなければならない。他面、国際化の進展によって、国際競争のいつてその激化が予想されるので、科学技術の振興、労働力の有効な活用、企業体質の改善、資本市場の整備育成等による経済効率化への努力と適正な競争原理導入等による金融効率化の推進が図られなければならない。

3 昭和44年度予算

昭和44年度予算は、上記財政演説に示された基本的方針のいつて編成されたが、その特色は、次の4点である。

(1) 公債依存度の引下げ

一般会計における公債の発行額は、前年度予算より1,500億円減額して4,900億円となり、一般会計歳入中における公債依存度は、前年度の10.99%から7.27%へと大幅に低下することとなった。

第8-23表 公債発行額と公債依存度

年度	当初		実績	
	億円	%	億円	%
41	7,300	16.9	6,656	14.8
42	8,000	16.1	7,094	13.6
43	6,400	10.9	4,621	7.8
44	4,900	7.2	—	—

備考：実績は補正後予算に対する比率で、小数点2位以下切捨て

(2) 税負担の軽減

中小所得者の負担軽減を主眼として、所得税については、課税最低限の引上げとあわせて、給与所得控除の適用範囲の拡大および税率の緩和を図り、平年度ベースで1,825億円(初年度1,503億円)の減税を行なうこととした。また、同様の趣旨から、地方税についても、住民税を中心とする減税(平年度947億円)を行なうこととした。

(3) 物価安定への配慮

生産者米価および消費者米価を据え置く方針をとることとしたほか、公共料金の引上げは、国鉄運賃を除

き、極力抑制することとされた。

さらに流通機構近代化のための各般の施策を充実する一方、長期的観点から物価安定を図るために、農林漁業および中小企業の近代化、労働力の円滑化、住宅対策の拡充等の施策を総合的に実施することとしている。

(4)総合予算主義の堅持

前年度に引き続き総合予算主義の建前を堅持するこ

ととし、公務員給与費、食糧管理特別会計への繰入れなどについて所要の措置を講じている。このうち公務員給与に関しては、その改定に備えて、7月から5%引き上げるための所要額、約450億円が給与費に計上された。

かくして、一般会計予算の総額は、歳入歳出とも67,395億円となり、43年度当初予算に対し9,210億円、15.8%の増加となった。

第2節 大蔵行政の諸問題

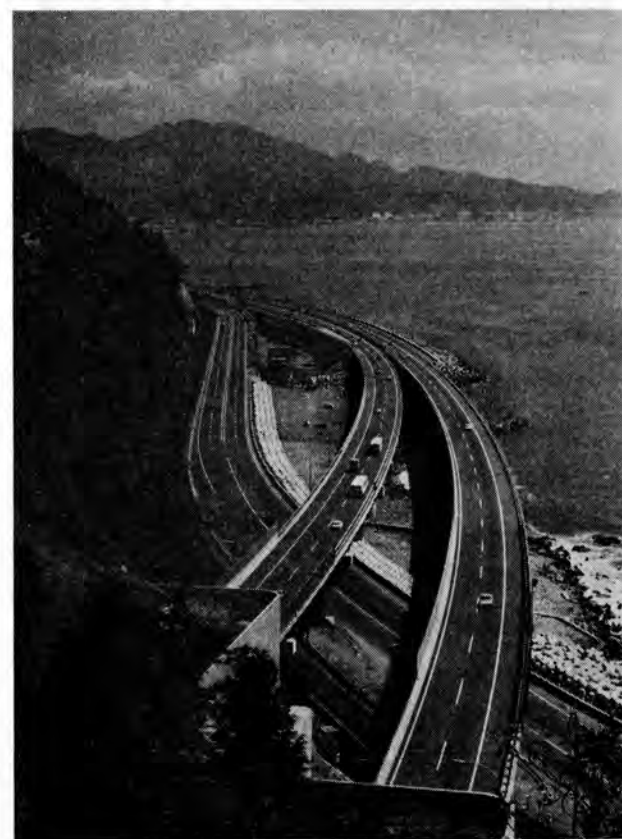
1 公債政策とフィスカル・ポリシー

第4章で述べたような経緯で、公債という新しい政策手段が導入され、これによって、財政は弾力性を増し、景気調整機能が強められることとなった。たとえば、経済が停滞して税収の伸びが鈍化するような場合には、従来の均衡財政下におけるように税収だけに頼っていたのでは、財政支出を十分ふやすこともできず、経済は、ますます沈滞することにもなりかねない。この場合、公債を発行して財政支出をふやし、有効需要の喚起を図るようになれば、財政の景気調整機能が発揮されることとなる。また逆に、景気が過熱した場合には、公債発行額を削減し、財政規模の拡大を抑えることとなる。かくて、公債政策の導入により、財政の国民経済に対する働きをいっそう積極的かつ弾力的なものとする事ができるわけである。

しかし、公債政策は「両刃の剣」といわれるように、その運営よろしきを得れば、経済の繁栄と社会福祉の向上に貢献するが、一度その運用を誤ると、国民経済に大きな弊害をもたらすことになりかねない。したがって、いわゆる建設公債の原則と市中消化の原則を堅持するとともに、公債政策の運用は、慎重にこれを行なうことが必要である。

公債政策の導入が不況を契機として行なわれたこと

もあって、当初の公債依存度は、かなり高かった。しかし、財政運営の長期的健全性を守っていくために、その引下げが大きな課題となり、財政制度審議会も、42年12月に「ここ数年の間に公債依存度を5%以下に引き下げることを目標とすべきである」との報告を行



伸びる自動車高速道路 (共同P提供)

44年度の税制改正では、課税最低限の引上げと給与所得控除の改善については長期答申の具体案の約2分の1、税率の緩和については約3分の1が実現された。今後の所得税の改正にあたっては、この具体的目標をできるかぎり早く実現するよう努めるとともに、その実現後においても、現在のような高い経済成長が続くかぎり、所得税減税による負担調整は、引き続き問題として取り上げる必要性が残るので、その対策についても、検討を続けていく必要がある。

法人税については、税制調査会が、かなりの期間をかけて検討を加えたにもかかわらず、容易に結論を得るにいたらず、長期答申においても、法人課税の基本的仕組みをどうするかの問題は、今後の検討事項として持ち越された。すなわち、シャープ税制以来、現行法人税制は、法人を株主の集合体とみ、法人税を個人株主の所得税の前払いと観念する立場で構成されている。これに対して、法人の実態的活動に着目して、株主とは別個に、法人独自の負担を求めることが社会、経済の実態に合致するのではないかという考え方があつた。また、この問題には、利子および配当に対する課税制度をどうするかがからんでいる。これらの問題がわが国経済に及ぼす影響が広範かつ重大であることにかんがみ、基本的な仕組みの変更による影響や効果を十分みきわめたいと、安定的な税制の基礎を確立することが必要である。

このほか、相続税および贈与税における夫婦間の財産移転の課税のあり方、物価や所得水準の上昇に伴う従量税、定額税による間接税の税率の見直しの問題、税体系の観点からみた一般売上税(付加価値税)の検討、租税特別措置の整備合理化の問題等、引き続き検討を要する事項が少なくない。

(2)租税条約の締結による国際間の経済交流の円滑化

国際間の経済交流の緊密化に伴い、企業の海外進出および海外投資は、ますます盛んとなってきているが、これらの円滑な拡大に資するため、諸外国との間の租税関係の調整を図る必要性は、いっそう大きくなってきている。すでに18カ国との間で租税条約が締

なった。その後、経済の好調に助けられて、公債発行額および公債依存度は、低下の一途をたどり、また、年度途中においても、税収の増加等を勘案しつつ、相当額の公債減額が行なわれてきている。44年度予算においては、前述のように公債依存度は7.27%となり、財政制度審議会が示した5%以下の目標にさらに一歩近づくとした。

今後、財政の景気調整機能を十分発揮し、あわせて財政体質の改善を図るために、好況のときには公債発行額を削減するという基本原則を確立する方針は、福田蔵相の財政演説にも、はっきり示されている。このことは、将来経済成長率が鈍化し、税収が伸び悩むといった事態に対処して、公債発行限度額に占める公債収入の割合を極力小さめしておくためにも必要なことである。同時に、公債が円滑に、安定的に消化されるよう、国債を中心とした公社債市場の拡充強化を図ることも重要である。その基本対策として消化層の多様化が必要であり、国債消化についても、個人、機関投資家等の金融機関外消化促進のための努力も必要と考えられる。

2 税制の諸問題

(1)税制改正の基本的方向

今後の税制改正の基本的方向については、第4章第2節で述べた昭和43年7月の税制調査会「長期税制のあり方についての答申」(以下「長期答申」と略称する)が、各般の問題にわたり方向づけを行なっている。44年度の税制改正は、この長期答申の趣旨に従って実施されたが、今後においても、各年度の歳出規模や公債の発行額を考慮しながら、長期答申の方針にそって改正が進められることとなる。

まず所得税については、長期答申に当面目標とすべき課税最低限、給与所得控除および税率の具体案が示されている。さらに43年12月の「昭和44年度の税制改正に関する答申」では、この具体案を財政事情の許すかぎり、45年度までの2年間に完全に実施に移すよう努力すべきであると述べられている。これを受けて、

結されているが、さらに44年8月現在、5条約について正式調印をすませており、また現在交渉中または交渉を予定している国も数カ国ある。

3 税務行政の諸問題

(1)申告納税制度の育成

現在引き続いて税の執行面で直面している中心課題は、22年に直接税について、37年に間接税について採用された申告納税制度をいかに育成するかということである。申告納税制度のもとでは、納税者の税についての正しい理解と、これに基づく自主的な申告、納税が肝要である。このため、国税庁発足とともに、税法の解釈通達は、原則として公開することとし、また25年には、納税者と税務当局との相互信頼の基礎となる記帳制度の確立をねらいとした青色申告制度(所得税、法人税)を採用した。そして、その制度面においては、28年に簡易帳簿、42年に現金主義による記帳を認め、執行面においては、関係民間団体の協力を得てその普及を図ってきている。その普及率は、個人にあっては51% (昭和44年3月)、法人にあっては78% (昭和43年6月)となっている。このような青色申告制度の普及、拡大によるほか、租税教育を含む積極的な広報活動等によって、全般的にみて、納税道義はかなり高まってきたと考えられる。

しかし、40年から42年ころにかけて大口悪質脱税事案があいついで発生し、また、税務行政に対する非協力的な事例が各地で生じていることも事実である。したがって、今後の税務調査にあたっては、まじめな納税者と意識的な脱税者とを区分して、前者には指導的ないし助成的立場でのぞみ、後者にはきびしく対処することにより、申告納税制度の育成に努めることが必要である。

(2)自主流通米制度の実施に伴う清酒業界の体制整備

昭和44年産米から自主流通米制度が実施されることとなったのに伴い、清酒等の生産については、従来のように原料米割当による生産統制を続けることができなくなった。その結果、清酒製造業は、原料米統制の

うえに30余年にわたり組み立てられてきた業界体制の全面的な変革を余儀なくされた。清酒製造業界においては、中小企業者が全体の99.5%以上を占めていることから、清酒生産の自由化によって弱小メーカーが存立の危機にさらされるほか、供給過剰と販売競争の激化等不測の混乱に陥り、ひいては酒税の確保が困難になることも懸念されている。

これに対処するために、清酒製造業の近代化と企業のグループ化の推進を基本方針とする構造改善計画の策定が検討されている。

4 関税政策の諸問題

(1)自由貿易拡大の推進

天然資源の乏しいわが国が今後ますます経済発展を図るためには、貿易の振興をいっそう推進することが必要である。第4章第8節で述べたように、いわゆるケネディ・ラウンドによる関税引下げは、昭和43年から実施され、関税率を5年間に段階的に従来の50%の水準に引き下げようとするものであり、国際貿易の関税面における障害の軽減に画期的な意義を有するものであった。

このケネディ・ラウンドによる関税引下げの成功は、新たに、非関税障壁、すなわち関税以外で貿易の障壁となっている残存輸入制限、特殊な関税評価制度等の措置の存在をクローズアップさせることとなった。ガットは、42年秋に開かれた第24回総会において、国際貿易のいっそうの拡大を図るために、将来の作業計画の柱の一つとして、非関税障壁の軽減、撤廃について検討することを決め、現在、各国の非関税障壁について鋭意検討を進めている。

他方、アメリカも、近年のドル不安の原因となっている国際収支問題を解決するため、非関税障壁の軽減、撤廃による国際貿易の拡大に本腰を入れており、44年5月のスタンズ商務長官の訪日を機に、ガットにおける検討とは別個に、日米二国間ベースでこの問題を討議することについて合意に達した。わが国としても、貿易の自由化という国際的な動向に歩調を合わせて、

残存輸入制限(昭和44年6月現在120品目)をはじめとする非関税障壁の軽減、撤廃に真剣に取り組まなければならない。そして、このための努力は、世界貿易の拡大を図る見地から肝要であるのみならず、物価の安定等、わが国経済にも好ましい結果をもたらすものと考えられる。

(2)開発途上国に対する特惠関税の供与

開発途上国の経済発展と貿易の拡大を図るため、先進国が開発途上国の産品に対して関税上の特惠待遇を与える、いわゆる「一般特惠問題」は、昭和38年のガット大臣会議で、はじめて取り上げられた。その後、この問題は、主としてUNCTADやOECDの場で検討が続けられてきたが、43年2月の第2回国連貿易開発会議において、特惠制度の早期確立が合意され、44年にはいってからは、先進供与国は、具体的策定のための作業を推し進めている。

この問題については、わが国も、先進国の一員として、いわゆる南北問題の解決に寄与することが望ましいという見地から、42年11月に一般特惠制度に参加する方針を固めた。しかし、それが実施される場合、わが国は、他の先進国と異なり、輸出面において開発途上国と競合する軽工業品の比重がかなり高いため、輸入面ばかりでなく、輸出面でも大きな影響を受けるお



並ぶ輸出自動車

それがある。このために、輸出面への影響も考慮して、先進供与国間の負担の公平を図るよう、わが国は、従来から主張してきている。また、わが国としては、基本的・長期的に産業構造、輸出構造の高度化をさらに促進すべきであり、特惠問題を通じて、南北問題の解決と日本経済の発展とを調和させていくことが肝要であろう。

(3)税関行政の合理化・能率化

国際間の輸送手段の一つとしてコンテナが普及してきており、今後は輸送の中心的役割を果たすことが予想される。このコンテナ輸送の迅速化を図るため、内陸の仕向地または仕出地で通関が可能になるよう、民間のインランドデポの構想に合わせて、税関官署を内陸地に設置することが検討されている。

また、通関手続の面では、コンテナ輸送に関する国際的なとりきめ(条約)の討議がECE(ヨーロッパ経済委員会)、CCC(関税協力理事会)で進められているが、わが国も、通関手続の面から、コンテナ輸送の迅速化に積極的に取り組んでいかなければならない。

第二に、今後ますます航空貨物の増大が予想されるばかりでなく、昭和46年4月から新国際空港の使用が予定されているが、航空貨物の即時かつ適正な通関を確保するため、東京近辺に航空貨物のシティー・ター

ミナルを設置する計画を検討している。

このほか、来春に迫ったジャンボ機の就航等に対処するため、入港機および入港旅客の夜間集中の平準化、CIQの検査方式のくふう等により、旅具通関の迅速化を図らなければならない。

5 国有財産に関する施策

戦後における国有財産管理上の諸問題については、第5章第1節において述べた。国有財産の管理、処分

は、財政的な見地からばかりでなく、産業の復興、食糧の増産、国民生活の安定、地域社会の発展等、重要な政策分野において、大きな役割を果たしてきた。最近では、都市問題、土地問題の深刻化に伴い、国有財産行政も、これに即応するよう態勢の転換を要請されている。すなわち、地価の高騰、無秩序な宅地造成、各種の公害など、土地需給の逼迫による弊害が随所に現われてくるに従って、未利用の国有地に対する一般の関心は非常に高まってきており、また、都市における公用地、公共用地が不足し、公共施設用地買収や都市計画の進捗が地価の高騰に阻まれていることから、行政官庁や地方公共団体の国有未利用地に対する需要が著しく増大している。

昭和43年11月の地価対策関係協議会において、公用・公共目的のために国・公有地を活用することが重点施策として確認された。このような情勢に即して、国有地の計画的、合理的な利活用を進めるため、すでに民間への払下げを原則として停止するとともに、公用・公共目的には優先的に処分する方針をとり、住宅をはじめ公園、緑地、学校施設、水道施設等に国有未利用地を積極的にふり向けている。同時に、非効率的な行政財産の利用については、その是正措置を求め、高層化、配置替えを行なうとともに、余剰となった土地や跡地を今後の公共の土地需要にあてるなどの施策も講じている。

さらに、44年度から発足した特定国有財産整備特別会計においては、位置、環境等から判断して、現在地に位置する必要性が乏しい国の施設を処分し、代替施設を取得するなどの措置により、施設整備と国有地のいっそうの活用を図り、あわせて市街地再開発を誘導することとしている。この特別会計においては、広く都市計画等の要請から、他の用途に用いたほうがいっそう効率的な活用が期待できる施設をすべて事業対象とすることができ、国の庁舎をはじめ飛行場、米軍に提供中の施設等の移設を行なうこととしている。

国有財産行政としては、今後とも国有地の有効な活用に意を用いるとともに、長期的展望のもとに、普通

財産、行政財産を合わせて、一般・特別両会計を通じた管理処分の総合的な調整を図り、その統一的処理によって財産活用の実をあげることが肝要であろう。

6 証券行政の諸問題

(1)証券政策の課題

証券政策の課題は、いうまでもなく証券市場の国民経済的機能を円滑に発揮せしめることにあるが、これまでの証券政策は、いわば証券業界の体質強化とその主体性の確保に努力を傾注せざるをえなかった。証券会社の免許制移行、投資信託法の改正、証券取引所機構の整備、企業内容公開制度の徹底、公認会計士法の改正等一連の改善措置は、このような現実の必要性に迫られたものにはかならない。これからの証券政策は、この基礎のうえにたつて、本来の課題に取り組むことになるが、証券市場の問題は、単に証券界内部の問題にとどまらず、国民経済、金融市場、国際経済等と密接に関係しており、これからの証券政策や証券行政は、このような諸環境の動きを背景に進められていく必要がある。

(2)国民経済と密着した証券市場の確立

証券市場が企業の長期安定資金調達の間であることは広く認識されているところであるが、わが国においては、いまだにその機能が十分発揮されているとはいえない。これは、戦後、間接金融中心の企業金融体制、金融構造が定着しているからであるといえよう。今後の証券市場は、これまでのような株式流通市場中心ではなく、公社債を含めた発行市場の強化を図り、流通市場も、それを支えるように近代化していく必要がある。このためには、株式の発行も、これまでの額面発行から市場機能を生かした時価発行に徐々に移行するとともに、公社債市場の整備を図ることが重要となる。また、発行市場の強化に伴い、証券会社は、アンダーライターとしての地位を実質的に確保する努力を重ねなければならない。

証券市場のもう一つの機能は、広く国民に多様な投資手段を提供することにある。戦後、証券民主化が進

なり先のことになると思われるが、将来部分的にも自由化された場合には、わが国証券界は、新たに外国証券の引受け、売買、投資顧問さらには外国投資販売などの面において、いっそうはげしい競争にさらされることになる。

7 金融行政の諸問題

(1)金融制度の全面的な再検討

金融制度調査会については、第4章第5節で述べたが、その後も引き続き金融効率化の実現を旨として、金融制度全般のあり方についての審議が進められている。これは、国際経済の中におけるわが国経済の効率化を推進し、均衡のとれた安定的成長を実現するために、景気変動に対して金融の調整機能をよりいっそう発揮させるとともに、国民経済的にみて真に必要なとされる資金需要に対し、低利で安定した資金を豊富に供給しようとするものである。このための基本的手段としては、適正な競争原理の導入と金利機能の活用二つが重視されるべきであろう。

金融制度調査会における審議の主要な問題点としては、今後の金融をめぐる環境、金利機能、金融機関の規模、金融機関の業務の多様化・同質化、普通銀行・長期信用銀行・信託銀行のあり方、預金保険制度の必要性等の諸問題が取り上げられている。

(2)新しい金融行政の展開

まず「中小企業金融制度のあり方」についての答申に基づいて、昭和43年5月にいわゆる金融二法が成立したが、その後、これら法律の運営は漸次軌道にのり、中小金融機関を中心とする異種合併や同種合併が各地に実現しつつある。また、金融機関の経理について適用された統一経理基準も、全国銀行については45年3月期、相互銀行、信用金庫については原則として46年3月期に完全実施の運びとなった。これによって、金融機関の経営の実態が決算にそのまま反映することとなるが、この措置は、金融機関の質的な競争原理を大いに促進するものとして、画期的な意味をもつといえよう。また、このような統一経理基準の実施をまっ

められてきているが、いまだ十分とはいえない状況であり、証券会社の営業態度や価格形成の信頼性にいっそう配慮しながら、新商品の開発や積極的な広報活動につとめることが当面の課題である。

(3)証券市場の機能を生かす金融

わが国では、証券市場が国民経済的に十分発達していなかったため、諸外国にみられるような証券市場を基軸とする金融政策が確立されるにいたらなかった。金融政策は、金融機関を通ずる、いわゆる短期金融市場調整を中心とした方法により実施されてきた傾向があり、これが証券市場の発達を阻害する一因となった。

最近、国の内外を通じての経済環境の変化に伴って、新しい金融制度や金融政策のあり方が検討されているが、この場合、上に述べた過去の経緯にかんがみ、公社債市場問題との関連にも、十分配慮することが必要である。

証券市場の懸案の課題である公社債発行条件の弾力化、消化層の多様化、引受け機能の整備、流通市場の強化策等の問題も、金利機能や市場機能を重視するという考え方に基いて検討されるべきであろう。

(4)国際化に即応した証券市場の確立

経済の国際化に応じて、わが国企業の資本構成を是正することが重要な課題の一つとなり、株式、社債による長期安定資金の充実が今後いっそう重要な意味を持つようになる。また、わが国企業の国境を越えた長期資金調達が飛躍的に増大する可能性が強い。このため引受業務の強化充実が肝要となる。このほか、ブローカー業務においても、外国投資家によるわが国株式の取得は驚異的な増大を示し、さらにこれと関連して、最近日本株中心の国際投資信託設定があいついで、わが国証券会社の投資顧問業務も、世界の注目するところとなっている。

今後、外国証券会社の日本市場進出に対処して、営業基盤の強化、財務体質の向上、海外店舗網の拡充、人材の養成等により、証券会社の競争力の強化を図る必要があろう。日本人が外国証券を取得するのは、か

従来画一的に扱われてきた金融機関の配当についても、弾力的に自由化されていく見込みである。

金融機関の店舗行政については、42年度から1行1店舗に限り非効率店舗の配置転換を認めてきたが、44年度からは、金融機関側の自主的判断によって効率店舗網を整備させるべく、交通整理的な調整等を除き、原則として自由に認めることとした。さらに、新しい時代の金融機関のサービス内容は、経済・金融構造の変化に伴って変わってくるのが当然であり、コンピュータの導入等によって、今後業務の多様化がいつそう進むことになる。

以上のような金融機関への適正な競争原理の導入とともに、金融効率化達成のためのもう一つの基本的手段は、金利機能の活用にあるが、この点についても、漸次金利の弾力化が図られていくことになるであろう。すなわち、わが国では、恒常的な資金需要超過の状態のもとで常に金利に弾力性を欠いており、金利面での競争は、ほとんど行なわれていなかった。しかしこれも金融効率化の見地から、今後は臨時金利調整法等の再検討を含めて、逐次、規制緩和の方向に進むものと期待される。

なお、43年7月に提出された金融制度調査会特別委員会の中間報告の提案等に基づき、日銀は、次の公定歩合変更のときから年利建移行を決めており、それを受けて全銀協をはじめ各金融機関においても、公定歩合に合わせて貸出金利等の年利建移行を決定している。これは、金利表示の面において、経済の国際化に対応する体制を整えようとするもので、わが国金融史上画期的な意義をもつとともに、金利政策の景気調整機能を高めるのに資することにもなると考えられる。

8 保険事業の資本自由化

保険事業は、昭和44年2月7日の閣議決定に基づき、第2次資本自由化措置として、同年3月1日から第1類自由化業種に指定された。この結果、外資比率50%以内の合弁会社の新設が外資法上自由化されることになった。

わが国では、現在、生命保険関係で国内会社20社、外国保険事業者11社、損害保険関係で国内会社21社、外国保険事業者33社が、それぞれ営業を行なっている。現在のところ必ずしも新規参入者を必要とする情勢にはないが、今後直接的に外資系保険会社という形態をとらないまでも、保険事業の国際化はさらに進むと考えられるので、契約者保護の見地から、保険事業の健全な発展を図り、保険会社の体質を強化するための施策が必要となってきた。

保険審議会は、このような資本自由化の動向に対応して、保険事業のあり方について総合的な検討を行なうべきであるとして、43年3月に特別委員会を設置し、審議を続けてきた。そして、44年5月、総会において、特別委員会の作成した「今後の保険行政のあり方について——特に自由化に対応して——」の答申案を了承し、これを審議会答申として大蔵大臣に提出した。この答申では、わが国の保険事業が、全体として規模、内容とも一応の水準に達したと認められる今日においては、従来の画一化体制、画一的規制から脱却し、積極的に競争原理を導入して、競争を通じて業界各社の自己責任に基づいた主体的な努力が発揮され、それが経営の効率化、ひいては契約者の利益の増進に結びつくよう、政府、業界とも十分配慮すべきことが強調されている。今後この趣旨にそって、各種の施策が推進されることになる。

9 国際経済・国際金融の諸問題

(1) 国際収支・外貨準備の動向

昭和43年度の国際収支は、総合収支16億3千万ドルの記録的な黒字を示した。これは、アメリカ経済の急上昇を中心とする世界貿易の大幅な拡大等によって輸出が急増したほか、国内の旺盛な資金需要を反映してインパクト・ローン、外債がふえ、また日本経済の高度成長を背景に証券投資が増大し、このようにして巨額の外国資本が流入したことに基づくものである。

一方、わが国の外貨準備は、国際収支の好調を反映して、年度間12億5千万ドルと大幅に増大し、43年度

第8-24表 外貨準備高の推移

43年5月末	百万ドル 1,919	44年1月末	百万ドル 2,935
6	1,976	2	3,086
7	2,072	3	3,213
8	2,223	4	3,103
9	2,360	5	3,101
10	2,554	6	3,089
11	2,778	7	3,034
12	2,891	—	—

末には、いままで最高32億1,300万ドルを記録した。昭和44年度にはいっても、国際収支は、好調が続いているが、今後の国際経済には、アメリカ経済および国際通貨情勢の動向、世界的な高金利傾向等、注目を要するものが少なくなく、わが国の国際収支の先行きは、必ずしも楽観を許さない。

また、わが国の国際的地位の向上に伴い、今後経済協力の増大、資本および輸入の自由化等の要請がいつそう強まると考えられる。このような内外経済情勢の動向に配慮しつつ、慎重な財政・金融政策の運営に努めることがいつそう必要となってきた。なお、最近、内外金利差の拡大に伴って、いわゆる円シフト現象がみられるが、今後は内外金融情勢、銀行部門対外ポジションの推移にも留意して、その動向を見守っていく必要があろう。

(2) 国際金融情勢と特別引出権制度

昭和42年11月のイギリス・ポンド切下げ以来、国際通貨情勢には、幾度か動揺がみられた。すなわち、42年末から43年3月にかけての米ドル不安と金投機のため、金プールは停止され、ここに金の二重価格制が現出した。さらに43年5月にはゼネストによる社会不安からフランス・フランが動揺し、次いで同年11月および44年5月にはフラン切下げ・マルク切上げの思惑をめぐって、ヨーロッパに大規模な投機の波が起こった。これらの根本原因は、主要国間の国際収支の調整が適切に行なわれなかったことにあると考えられる。国際通貨制度の安定は、世界貿易の順調な拡大と世界経済

の安定した発展の前提条件であり、このためには、各国が国際収支の不均衡を適切に調整するとともに、IMFを中心とする国際金融協力をさらに推進することが必要であろう。

最近の国際通貨制度において、画期的な前進を意味するべき事は、SDR（IMFの特別引出権）制度の創設である。SDR制度を創設するためのIMF協定改正は、44年7月28日発効したが、SDR発効については、すでに10カ国蔵相代理会議において、主要国の基本的合意が得られており、今後IMFにおける検討を経て、今秋のIMF総会で決定される見通しである。SDR制度は、金や米ドルなどの既存の準備資産だけに頼っていたのでは、今後世界貿易の伸びに見合った適正な量の国際流動性は確保できないであろうという認識のもとに、10カ国蔵相会議を中心とした4年あまりの検討の後にまとまったもので、各国の共同の責任と管理のもとに、計画的にSDRという新しい準備資産を創出していこうとするものである。

かくて、SDR制度は、国際流動性不足の問題に解決の方途を与え、IMFを中心とする現行国際通貨制度の強化に大きく寄与することになる。わが国は、10カ国蔵相会議の一員として、当初からこの問題と積極的に取り組んできたが、貿易に大きく依存するわが国経済にとって、世界貿易の拡大と世界経済の発展を目的とするSDR制度の創設は、きわめて大きな意義を有するといえる。

(3) 資本取引の自由化

第4章第7節で述べたように、わが国の為替自由化は、IMF8条国移行、OECD加盟に伴い、經常取引関係は、おおむね完了しており、技術導入関係、保険関係等ごく限られたものが残っているだけである。

他方、資本取引については、対内および対外直接投資、対内および対外証券投資、輸出入関連クレジット等いくつかの項目について制限が残されているが、今後国際収支の動向によって、漸次残存制限緩和の方向に向かうと思われる。対内直接投資の自由化については、46年度末までに、わが国経済のかんがりの分野を自由化

することを目標として、第1次自由化を実施した42年7月を起点に目標時点までの間、1年ないし2年程度の期間において順次実施していく方針である。この方針にそって、45年中に第3次自由化、さらに46年度末までに第4次自由化を実施するという運びが考えられる。

(4) 経済協力の積極化

経済協力の積極化については、第4章第7節で述べたが、1970年を迎えるにあたり、いわゆる「第2次国連開発の10年」における経済協力の構想が各方面で策定されつつある。44年4月シドニーで開催されたアジア開発銀行第2回総会において、福田大蔵大臣は、アジアに対する経済協力を5年後までに倍増していきたい旨を述べ、わが国の経済協力に関する努力目標を示した。今後の協力内容としては、特に(イ)多国間協力の活用、(ロ)民間ベースの協力の推進、(ハ)技術協力の推進、(ニ)各種協力の密接な連携が重要である。

10 造幣、印刷、専売行政の動向

(1) 造幣行政

近年のわが国経済の成長等によって貨幣需要が著しく増大し、同時にその需要変動幅が拡大する傾向が強くなった。そこで、貨幣製造担当部門である造幣局が貨幣供給の弾力性を保有する必要があるとの観点から、業務量の伸縮が自由な外国貨幣の製造受注をねらいと

して、昭和44年度から現行補助貨幣の海外向け頒布を実施することとなった。44年度の頒布予定数量は、製造能力等の関係から10万セットを限度とし、主要国の政府および中央銀行に頒布するとともに、海外の希望者に対しても、あらかじめ予約を受け付けたいうで製造頒布することとしている。

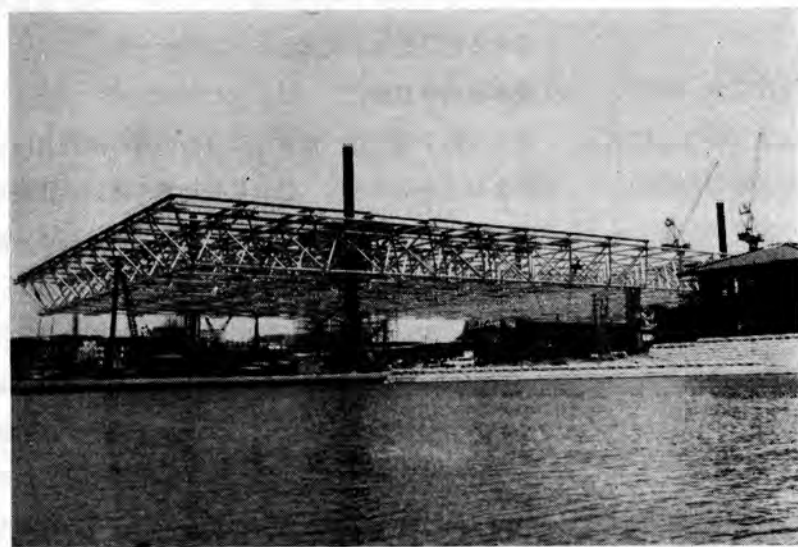
(2) 印刷行政

印刷行政については、36年度から41年度にかけて、新鋭印刷機械の導入等設備の近代化と拡充計画が実施された。その結果、印刷設備および技術の面で世界的水準に達することができた。しかし、36年度以前に印刷された紙幣については、技術的に偽造抵抗性が弱いなどの問題がある。特に500円券は、最近の偽造券発生件数において常に上位を占めているため、43年5月、改刷の方針が決定され、44年秋の新券発行を目的に、44年度初めから印刷が開始されている。

(3) 専売行政

専売行政については、まず、たばこ消費税制度への移行の問題がある。すでに第5章第2節で述べたとおり、専売事業審議会、財政制度審議会および税制調査会がそれぞれの立場からこの問題を検討し、いずれも専売納付金制度を改正し、たばこ消費税制度に移行すべきであるとの結論に達し、その旨答申を行なった。

大蔵省および専売公社は、44年度から新制度に改めるための努力をしたが、関係者間の調整および関係団体の懸念払拭のため、なおいっそうの時間をかける必要があり、結局、44年度からの移行を見送り、さらに1年間検討を続けることとした。また、同じく第5章第2節で述べたように公社の塩事業については、イオン交換膜製塩法の本格的企業化に伴う国内塩業の根本的再編成が専売行政のもう一つの大きな課題となっている。



建設が進む万国博覧会会場

参 考 文 献

本書下巻の執筆にあたって直接参考とした文献は次のとおりである。このほか、ここには掲載しなかったが、多くの方々の著書、論文などからご教示を得たことを付記しておく。

官 報

法令全書

昭和財政史 全18巻 (大蔵省昭和財政史編集室編)

昭和財政史資料 (大蔵省蔵)

昭和財政史史談会速記録 (大蔵省蔵)

戦後財政史史談会速記録 (大蔵省蔵)

大蔵省百年史史談会速記録 (大蔵省蔵)

財政金融統計月報 (大蔵省編)

予算の説明 (大蔵省主計局)

国の予算 (財政調査会編)

国税庁事業年報書 (国税庁)

税務署七十年の歩み (国税庁)

税関八十年小史 (大蔵省税関部編)

財政投融资 (澄田智、鈴木秀雄編)

大蔵省預金部史 (理財局資金課編)

銀行局年報 (大蔵省銀行局)

日本人の海外活動に関する歴史的調査 (大蔵省管理局編)

造幣局八十年史 (造幣局編)

造幣局九十年史 (造幣局編)

大蔵省印刷局史 (印刷局編)

たばこ専売史 (日本専売公社編)

日本塩業史 (日本専売公社編)

ファイナンス (大蔵省)

大蔵省機構の説明 (大蔵財務協会)

満州事变以後の財政金融史 (日本銀行調査局特別調査室)

国民金融公庫十年史 (国民金融公庫調査部)

十年の歩み (日本輸出入銀行編)

日本開発銀行十年史 (10年史編集委員会)

日本経済年報 (東洋経済新報社)

古風庵回顧録 (若槻礼次郎著)

井上準之助論叢 (井上準之助論叢編集会編)

大正昭和政治史の一断面 (片岡直温著)

河田烈自叙伝 (河田烈自叙伝刊行会)

芳塘随想 (津島寿一著)

聖山随想 (青木一男著)

回顧七十年 (深井英五著)

通貨調節論 (深井英五著)

金本位離脱後の通貨政策 (深井英五著)

財界回顧 (池田成彬述)

蒼天一夕談 (桜内幸雄著)

税界回顧 (松隈秀雄、税務弘報所収)

占領下の日本財政覚書 (渡辺武著)

高橋是清伝 (今村武雄著)

三土忠造 (広瀬英太郎編)

井上準之助伝 (井上準之助論叢編集会編)

池田成彬伝 (金融経済研究所編)

小倉正恒 (小倉正恒伝編集会)

石渡荘太郎 (石渡荘太郎伝編集会)

近衛文麿 (矢部貞治編著)

金輸出解禁史 (大阪銀行問題研究所編)

昭和の大蔵省外史 上・下巻 (有竹修二著)

現代日本財政史 全4冊 (鈴木武雄著)

税の理論と実際 (渡辺喜久著)